

司法書士試験及び土地家屋調査士試験で使用する試験会場の公募について

令和6年1月10日  
広島法務局

広島市内において、司法書士試験及び土地家屋調査士試験の実施を予定しております。  
つきましては、この試験で使用するための試験会場を、下記のとおり公募します。

記

## 1 公募に付する事項

- (1) 司法書士試験（筆記試験）に係る試験会場賃貸借
- (2) 土地家屋調査士試験（筆記試験）に係る試験会場賃貸借

## 2 試験会場借用予定日

- (1) 司法書士試験（筆記試験） 令和6年7月7日（日）（予定日）
- (2) 土地家屋調査士試験（筆記試験） 令和6年10月20日（日）（予定日）

## 3 受験予定者数

- (1) 司法書士試験（筆記試験） 800名程度
  - (2) 土地家屋調査士試験（筆記試験） 300名程度
- （受験予定者数は、受験申請の受付状況により変動します。）

受験予定者数は、司法書士試験については令和6年5月下旬、土地家屋調査士試験については令和6年8月下旬までに確定する予定です。

試験会場の規模は、最終的に確定した受験予定者数を条件とします。

なお、受験予定者数が大幅に減少した場合には、使用する試験室を予定より減ずる場合があります、この場合には、予定借料を減額する場合があります。

## 4 試験会場の条件

試験会場は、次の条件を具備している施設とします。

### (1) 所在地

試験会場は、広島市内であること。

(2) 収容可能人員

- ア 司法書士試験（筆記試験） 1000人程度
- イ 土地家屋調査士試験（筆記試験） 360人程度

(3) 各試験室の規模等

各試験室の規模等は、次のア、イの条件により算出した定員が40人から200人程度とし、試験監督員が受験者を十分監視できる環境にあること。

ア カンニング等の不正行為を防止する観点から、受験者の配置は、隣の席との間隔を空けることとし、3人以上の連続した机の場合には、原則として両端の2席のみを使用すること。

イ 試験監督員が巡視することができる広さの通路が確保されていること。

(4) 試験事務室等

試験会場内に、試験室とは別に、試験監督員の打合せ、試験問題等の整理作業等を行うための試験事務室を1室確保できること。

また、予備室を1室確保できること。

(5) 試験会場の環境

原則として、試験当日において、同一会場で他の団体が実施する各種試験等と競合しないこと及び試験室のある建物と同一建物で授業や他の団体の使用がないこと。

なお、これらの条件を満たさない場合には、その旨及び試験の実施に支障がないと考えられる事情を明らかにすること。

また、試験当日、近隣において試験の適正な実施に影響を及ぼすような行事等がないこと。

(6) 利用時間

施設の利用時間は次のとおりとします。

利用時間（準備・後片付けを含む。）

ア 司法書士試験（筆記試験）

試験前々日 13:00～17:00

（試験室の準備、施設内の誘導表示等に必要な時間）

試験当日 7:30～18:30

（ただし、試験前々日に利用不可の場合は、試験当日7:00～18:30）

※ なお、前々日の準備後において、他の者等への貸出し等が行われず、設営状態が保持されていること。

## イ 土地家屋調査士試験（筆記試験）

試験前々日 14：00～17：00

（試験室の準備、施設内の誘導表示等に必要な時間）

試験当日 7：30～18：00

（ただし、試験前々日に利用不可の場合は、試験当日7：00～18：00）

※ なお、前々日の準備後において、他の者等への貸出し等が行われず、設営状態が保持されていること。

### (7) 身体障害者への対応

車椅子を利用する者の受験が可能な施設であること（身体障害者用のトイレがあること、車椅子を利用する者が受験することができる机があることなど。試験室の位置によってはエレベーター、スロープ等があること。）。

### (8) その他

試験当日、地震、台風等の万一の事態には、借用時間の延長に応じられること。

また、冷房設備等、施設のトラブルに対し、対応できる職員が試験当日に常駐していること。

## 5 施設使用に係る借料の支払条件

施設使用后、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に指定金融機関の口座に振り込むものとします。

## 6 応募要領

### (1) 公募期間

公募開始日：令和6年1月10日（水）

公募終了日：令和6年1月24日（水）（17：15必着）

### (2) 応募方法

ア 別添の「公募申請書」、後記イの「企画提案書」及び提案者の概要が分かるもの（企業概要等）を後記(3)の提出先にFAX又は郵送で提出すること。

#### イ 「企画提案書」

〈企画提案書の項目例〉

- ・受験予定者数についての配席案
- ・試験室、試験事務室、予備室の位置関係を含む試験会場の配置図
- ・提案に係る試験会場の施設使用料及び積算内容
- ・試験会場の環境

・試験会場としての貸与実績

・試験会場としてのアピール内容

※1 前記4に掲げた各条件についての対応状況を全て盛り込むこと。

※2 作成に当たっては、日本工業規格A列4番を縦に使用して、横書きで作成し、ページ数を入れること。

※3 郵送による場合は、封筒に「司法書士試験（筆記試験）に係る試験会場賃貸借契約に係る公募申請書等在中」又は「土地家屋調査士試験（筆記試験）に係る試験会場賃貸借契約の公募申請書等在中」と朱書きすること。

(3) 提出先

〒730-8536

広島市中区上八丁堀6番30号

広島法務局 民事行政部総務課 担当：藤井

FAX 082-228-3417

電話 082-228-5697

## 7 採択結果

応募があった後、必要に応じて、当局から電話による確認、資料等の提出、施設の下見など会場の調査をする場合があります。

提案された企画提案書及び前記の調査の結果を踏まえ、前記5の試験会場の条件を具備した施設の中から、借料、交通の利便性など、試験を実施する観点から最も適当な試験会場を審査の上、決定します。

なお、借料が、近隣の一般的な施設と比較して著しく高額な場合や、予算上借用不可能である場合には、お断りすることもあります。

採択結果については、応募者全員に個別に御連絡します。

広島法務局 行

司法書士試験で使用する試験会場の公募申請書

提案者の所在地	
提案者の名称	
代表者の役職及び氏名	
連絡担当者 役 職 電 話 番 号 F A X 番 号	
会場の所在地	
会場の名称	
最寄り駅及び最寄り駅からの所要時間	
収容可能人員	
借 料	

広島法務局 行

土地家屋調査士試験で使用する試験会場の公募申請書

提案者の所在地	
提案者の名称	
代表者の役職及び氏名	
連絡担当者 役 職 電 話 番 号 F A X 番 号	
会場の所在地	
会場の名称	
最寄り駅及び最寄り駅からの所要時間	
収容可能人員	
借 料	